

(様式 1-3)

福島県帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

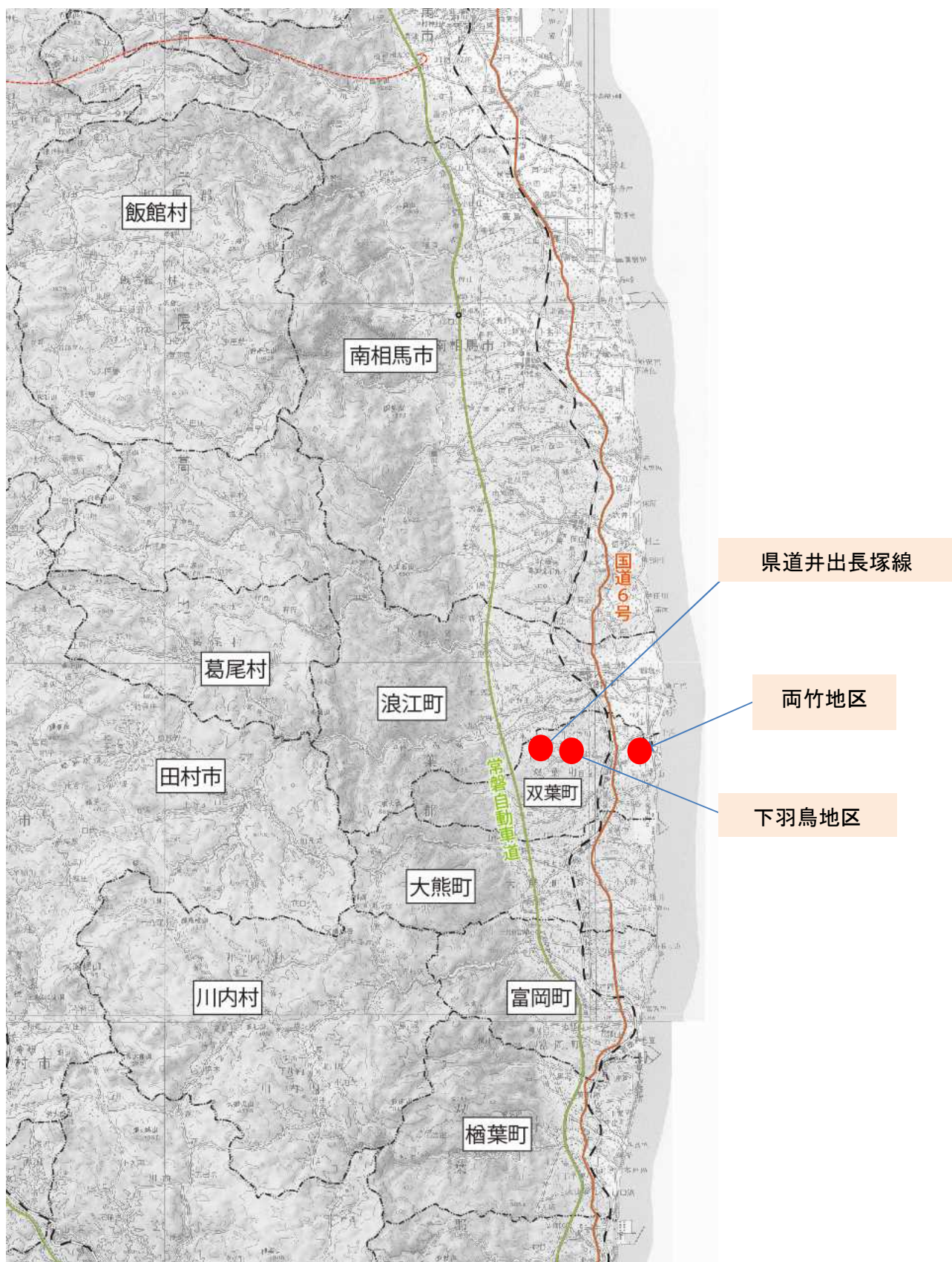
令和 4 年 4 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

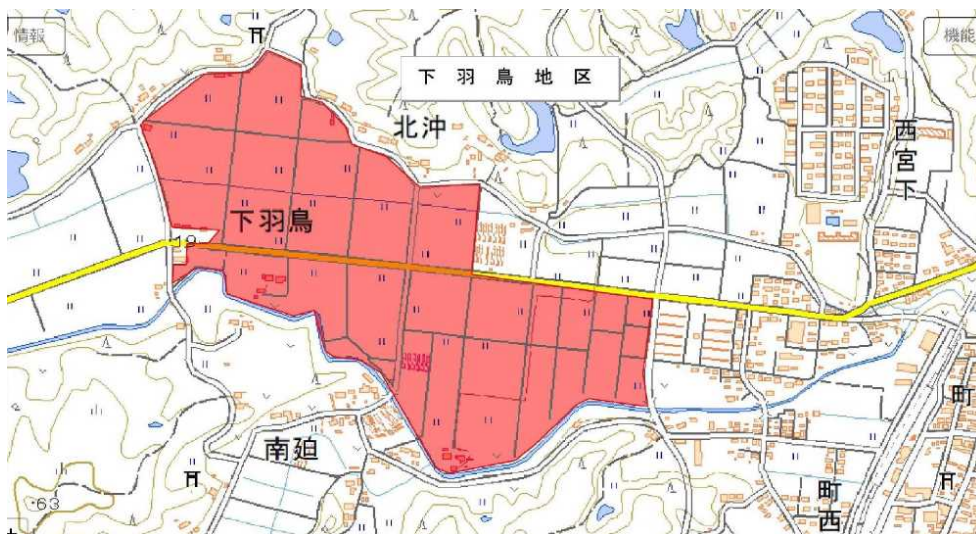
N0.	82	事業名	埋蔵文化財発掘調査事業 (双葉町)	事業番号	(1)-17-5
交付団体		福島県	事業実施主体 (直接/間接)	福島県 (直接)	
総交付対象事業費		前回まで (1,603) 今回 16,538 合計 <18,141> (千円)	全体事業費	前回まで (1,603) 今回 16,538 合計 <18,141> (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
避難指示区域内の帰還に向けた環境整備を進める際に、埋蔵文化財包蔵地 (以下「遺跡」とする。)の有無やその範囲・内容 (種別や年代)等を明らかにするため、分布調査及び試掘・確認調査を実施し、開発事業に伴う埋蔵文化財の保護を図るとともに、不時発見等による復興事業の遅滞を避ける。					
事業概要					
復興のための開発事業が予定される双葉町内において、遺跡の存在可能性の有無やその範囲・内容を早急に明らかにし、円滑な事業計画推進に寄与する。					
1 分布調査 専門職員が事業対象地を現地で確認し、「遺跡が所在する」「試掘調査の実施により遺跡の有無を確認する必要がある」「遺跡の可能性が極めて低い」等の調査結果を導く。					
2 試掘・確認調査 分布調査の結果を基に、重機及び人力にて箱状に掘削する調査区 (トレンチ)にて部分的に調査を行い、人間が生活した痕跡である遺構・遺物の有無を確認する。調査の結果、遺跡の有無や範囲等を把握する。周知の遺跡の場合は確認調査を実施し、範囲や内容を把握する。					
3 埋蔵文化財の取扱協議 以上の調査の結果作成した資料を活用して開発側との設計協議を実施し、遺跡保存を図りつつ、記録保存の本発掘調査が発生した場合においても調査が必要最小限に収まるよう、調整を図る。取扱協議の結果、必要に応じて工事立会などの対応も行う。					
本事業は、農地整備等の帰還環境整備事業において整備計画が整った箇所から順次調査を行うため、開発事業期間に見合った複数年度の財源を確保しておく必要がある。その結果、帰還環境整備事業に対し安定的かつ効率的な発掘調査が可能となり、帰還環境整備全体を加速化させることにつながるため基金化とする。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 29 年度～令和 5 年度> 継続して帰還環境整備対象地における分布調査及び試掘・確認調査を実施。また、前年度調査分の調査報告書を作成する。					
<令和 6 年度> 前年度の調査報告書作成。					
地域の帰還環境整備との関係					
帰還に向けた取組及び帰還後の生活再建支援のための環境整備を促進させることにより、当地域の生活再建が促進される。					
関連する事業の概要					
○農山村地域復興基盤総合整備事業「両竹地区」「下羽鳥地区」 ○復興拠点アクセス道路整備事業「県道井出長塚線」					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	



事業位置図



双葉町 下羽鳥地区 事業面積 45ha 調査対象面積 45,000 m<sup>2</sup>



双葉町 両竹地区 事業面積 35ha 調査対象面積 35,000 m<sup>2</sup>



双葉町 県道井出長塚線 調査対象面積 15,000 m<sup>2</sup>

◇調査対象面積合計 95,000 m<sup>2</sup> 内 今回申請分 95,000 m<sup>2</sup>